

郡山市発酵アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 発酵の生産技術やさまざまな分野への発酵技術の普及推進についての指導・助言をはじめ、本市の発酵文化のさらなる推進を図るため、郡山市発酵アドバイザー（以下「発酵アドバイザー」という）を置く。

(定義)

第2条 発酵アドバイザーは、発酵の技術や経験を持ち、経験に基づいた適切な指導・助言を行うことができる者で、本市の発酵食品等の販売促進と発酵文化のさらなる推進に寄与しようと認められる者とする。

(委嘱)

第3条 発酵アドバイザーは、第2条に規定する者の中から市長が委嘱する。

(身分)

第4条 発酵アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 発酵アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 発酵アドバイザーは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 発酵の生産技術や普及推進、技術承継についての指導及び助言に関すること。
- (2) 本市の発酵文化のさらなる推進に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 発酵食品の地産地消、消費拡大に関すること。
- (4) 発酵食品を扱うイベント等に対する指導、助言
- (5) 発酵食品に関する情報発信
- (6) 発酵食品を通じた健康増進に関すること。
- (7) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第7条 発酵アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 発酵アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 発酵アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第8条 発酵アドバイザーに謝金等を支給し、その額は別に定める。

(解嘱)

第9条 市長は、発酵アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても、解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。

- (3) 発酵アドバイザーとしての適格性に欠けると認めるとき。
- (4) 事務事業の都合により発酵アドバイザーを設置する必要が無くなったとき。
- (5) 第7条の規定に違反したとき。

(庶務)

第10条 発酵アドバイザーに関する庶務は、農業生産流通課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、発酵アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。